

鳥取市立病院会計年度任用職員（言語聴覚士）

採用試験受験案内

1 試験区分、採用予定者数、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定者数	受験資格	主な職務内容
言語聴覚士 (会計年度任用職員)	1名	言語聴覚士免許取得者	リハビリテーション部にて言語聴覚士業務

受験資格に年齢の上限はありません。

〈受験できない人〉

○地方公務員法第16条の規定により次のいずれかに該当する人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・鳥取市立病院職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

(注)日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

2 受験申込手続

(1) 提出書類 所定の受験申込書、言語聴覚士免許証の写し

所定の受験申込書は鳥取市立病院ホームページ(<https://hospital.tottori.tottori.jp>)に掲載しておりますので、ダウンロードして記入してください。

(2) 申込先 鳥取市立病院総務課（〒680-8501 鳥取市的場1丁目1番地 3階）

郵便による申込みの場合は、封筒の表に朱書きで「会計年度任用職員受験申込」と書いてください。

なお、持参による申込みの場合は、8時30分から17時15分の間（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に鳥取市立病院総務課へ直接おいでください。

(3) 注意事項

受験申込時の記入事項に不備がある場合は、申込みを受付けできない場合があります。申込手続には十分注意してください。また、このために生じた申込みの遅延については一切責任を負いませんので、時間に余裕をもって申し込んでください。なお、受験申込書の記入事項等に虚偽等があった場合、合格を取り消す場合があります。

3 受付期間 随時（採用者が決まり次第に受付を終了します。）

4 試験日、会場、試験方法

試験日時	会場	試験方法
随時※	鳥取市立病院	面接試験（個別による人物についての口述試験）

※ 試験日は決まり次第に連絡します。

5 合格者の発表 面接試験日から概ね7日前後に文書等により通知します。

6 試験結果の開示

この試験の結果については、結果到着後1ヶ月以内に口頭で開示を請求することができます。開示の請求は、受験者本人が運転免許証、学生証等の写真付きの身分証明書、個人番号カードのいずれかを携帯して、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分の間に直接鳥取市立病院総務課へおいでください。電話、はがき、代理等による請求では開示できません。

7 合格者の採用及び給与

(1)採用日 採用日については相談に応じます。

(2)給与・勤務条件等

	内容			
給与月額	187,700円			
手当等	期末・勤勉手当(6月、12月に支給) ・1年目(5月採用の場合)年間520,161円(採用日によって異なります) ・2年目(更新された場合)年間858,600円 この他に通勤手当、時間外勤務手当等が規程に基づき支給されます。(給与改定等により変更となる場合があります)			
勤務時間 週5日(35時間)	始業	終業	休憩	休日
	9:15	17:15	60分	土、日、祝日、年末年始
任用期間	採用日から令和7年3月31日まで(予定) ・採用は全て条件付きで、原則として採用から1ヶ月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。再度任用した場合も同様です。 ・勤務成績が良好な場合に限り、再度任用する場合があります。ただし、職制もしくは定数の改廃又は予算の減少により職そのものが廃止になるときは、再度の任用はありません。再度任用した場合の最長任用期間は、公募の試験により採用された日から5会計年度です。			
休暇制度等	年次有給休暇、特別休暇(産前・産後休暇、子の看護休暇等)、育児休業等があります。			
福利厚生	健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。			
服務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。ただし、営利企業への従事等の制限は不適用となり兼業が可能です。(事前に許可が必要です)			

8 個人情報の取扱い

今回の採用試験の実施に際して取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。また、申込書類は返却しませんので、予めご了承ください。